

第26回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る

審査会合

令和4年5月26日（木）

原子力規制委員会

第26回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合

議事録

1. 日時

令和4年5月26日（木） 14:30～15:55

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

原子力規制委員会

山中 伸介 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

小野 祐二 審議官

田口 達也 安全規制管理官（実用炉審査担当）

戸ヶ崎 康 安全規制調整官

塚部 暢之 管理官補佐

福原 大輔 安全審査専門職

宮嶋 渉平 安全審査官

藤川 亮祐 安全審査官

四国電力株式会社

篠崎 武志 原子力部 原子燃料サイクル部長

小西 伸之 原子力部 廃止措置グループリーダー

井手 綾香 原子力部 廃止措置グループ 副リーダー

古谷 泰六 原子力部 廃止措置グループ 副リーダー

越智 雄大 原子力部 廃止措置グループ 担当

中村 充 原子力部 運営グループリーダー

井門 賢一 原子力部 安全グループ 副リーダー

宮崎 弘士 原子力部 輸送・貯蔵グループ 副リーダー

大矢 賢太郎 原子力部 輸送・貯蔵グループ 担当

十川 昂広 原子力部 輸送・貯蔵グループ 担当

中部電力株式会社

堀 正義	浜岡原子力発電所	廃止措置部長		
田村 武士	浜岡原子力発電所	廃止措置部	廃止措置計画課	副長
山本 浩司	浜岡原子力発電所	廃止措置部	廃止措置計画課	主任
稲益 誠	浜岡原子力発電所	廃止措置部	廃止措置計画課	主任

4. 議題

- (1) 四国電力株式会社伊方発電所 1 号炉、2 号炉の廃止措置計画変更に係る審査について
- (2) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 1 号炉、2 号炉の廃止措置計画変更に係る審査について
- (3) その他

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 伊方発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置計画変更に係る申請の概要について
- 資料 1 - 2 伊方発電所 1 号炉海水ポンプ廃止に伴う 2 号炉海水ポンプによる海水供給について<補足説明資料>
- 資料 1 - 3 伊方発電所 2 号炉使用済燃料輸送容器への漏えい燃料の収納に係る影響評価について<補足説明資料>
- 資料 1 - 4 伊方発電所 2 号炉使用済燃料輸送容器等の維持管理状況等について<補足説明資料>
- 資料 1 - 5 伊方発電所 1 号及び 2 号炉廃止措置計画における使用済燃料搬出方針について<補足説明資料>
- 資料 1 - 6 伊方発電所 1 号及び 2 号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量等について<補足説明資料>
- 資料 1 - 7 伊方発電所 1 号及び 2 号炉解体工事準備期間中における原子炉補助建家換気設備の運用について<補足説明資料>
- 資料 2 - 1 浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書

の変更概要について

資料 2 - 2 浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 廃止措置計画変更認可申請書
＜補足説明資料＞

6. 議事録

○山中委員 定刻になりましたので、ただいまから第26回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合を開催します。

本日の議題は、議題の1、四国電力株式会社伊方発電所1、2号炉の廃止措置計画変更に係る審査について、議題の2、中部電力株式会社浜岡原子力発電所1、2号炉の廃止措置計画変更に係る審査についてです。

本日の会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを利用しております。音声等が乱れた場合には、お互いにその旨を伝えるようお願いいたします。

議事に入ります。

最初の議題は、議題1、四国電力株式会社伊方発電所1、2号炉の廃止措置計画変更に係る審査についてです。

資料について説明をお願いいたします。

○四国電力（篠崎部長） 四国電力、篠崎でございます。

当社は、本年2月15日に伊方1号炉及び2号炉の廃止措置計画の変更認可申請を行っております。本日は、1号炉及び2号炉の計画変更の概要、今後の進め方について御説明させていただきたいと考えております。

また、本日の審査でいただいた論点や御指摘につきましては、資料に反映して今後の審査で御説明していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、小西グループリーダーのほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○四国電力（小西グループリーダー） 四国電力の小西です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料1-1に基づき、伊方発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画変更に係る申請の概要について、御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、目次を御覧ください。本資料にて廃止措置計画の主な変更点、伊方発電所2号炉廃止措置計画の変更内容、伊方発電所1号炉廃止措置計画の変更内容、そして今後の進め方について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

はじめに、今までの経緯を御説明いたします。伊方発電所1号炉は、平成29年6月28日に廃止措置計画の認可を受け、廃止措置作業に着手しました。また、伊方発電所2号炉は、令和2年10月7日に廃止措置計画の認可を受け、廃止措置作業に着手しました。現在、1号炉及び2号炉は廃止措置計画の第1段階であり、汚染状況の調査、管理区域外設備の解体撤去等を実施しているところです。また、1号炉については、使用済燃料の搬出が令和元年9月5日に完了しております。廃止措置の進捗や廃止措置第1段階の作業等を踏まえ、1号炉海水ポンプの廃止、使用済燃料輸送容器を用いた2号炉使用済燃料ピット内に貯蔵されている漏えい燃料3体の3号炉への構内輸送等を実施する予定であることから、このたび令和4年2月15日に伊方発電所1号炉及び伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請を実施いたしました。本資料にて、伊方発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の変更概要について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

まず、伊方発電所2号炉廃止措置計画の主な変更点について御説明いたします。一つ目は、1号炉海水ポンプの廃止に伴い、関連する記載の変更としまして、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を変更及び伊方発電所1号炉の放射性液体廃棄物を2号炉で処理することを反映いたします。二つ目は、2号炉海水ポンプから1号炉へ海水を供給することを反映いたします。三つ目は、使用済燃料輸送容器を用いて2号炉漏えい燃料を輸送することを反映いたします。また、その他、記載の適正化等として、使用済燃料輸送容器等を性能維持施設へ追加、使用済燃料輸送容器を廃止措置対象施設、及び解体対象施設に追加。平常時被ばく評価の見直しを実施いたします。

続いて、伊方発電所1号炉廃止措置計画の主な変更点について説明いたします。まず、2号炉と同様の記載ではありますが、1号炉海水ポンプの廃止に伴い、関連する記載の変更を行います。また、その他、記載の適正化等として、使用済樹脂計量タンク室の補助遮蔽を性能維持施設へ追加、使用済樹脂輸送容器を廃止措置対象施設に追加、最後に、2号炉と同様に、平常時被ばく評価の見直しを実施いたします。

3ページを御覧ください。

こちらでは、2号炉及び1号炉の廃止措置計画本文における主な変更箇所を記載しております。2号炉海水ポンプから1号炉へ海水を供給すること及び使用済燃料輸送容器を用いて2号炉漏えい燃料を輸送することについては、本文六に記載しております。また、1号炉海

水ポンプの廃止に伴う記載の変更については、本文十に記載しております。その他、記載の適正化に関する変更対象項目を示しております。

4ページを御覧ください。

続いて、2号炉及び1号炉の廃止措置計画添付書類における主な変更箇所を記載しております。添付書類三では、1号炉海水ポンプの廃止に伴う変更及び平常時の被ばく評価の見直しに関して記載しております。本文及び添付書類の詳細につきましては、1号炉、2号炉で共通の、差異の無い箇所もございますので、まずは2号炉について御説明させていただきます。

5ページを御覧ください。

ここからは、伊方発電所2号炉廃止措置計画の変更内容について御説明いたします。本文四では、廃止措置対象施設の追加を記載しております。他電力の廃止措置計画の審査における指摘事項を踏まえ、当社としても使用済燃料の構内運搬に今後使用する予定であることから、表の赤字で示すとおり、使用済燃料輸送容器を廃止措置対象施設に追加いたします。

6ページを御覧ください。

続いて、本文五では、解体対象施設の追加を記載しております。こちらも使用済燃料の構内運搬に今後使用する予定であることから、表の赤字で示すとおり、使用済燃料輸送容器を解体対象施設に追加いたします。

7ページを御覧ください。

続いて、本文六及び添付書類六についてです。本文六及び添付書類六では、7ページから9ページにわたって3点の内容を記載しております。

まず、1点目として、性能維持施設の追加についてです。表上段に示すとおり、今後使用する予定である使用済燃料輸送容器を性能維持施設に追加いたします。また、同様に、放射性固体廃棄物の輸送に今後使用する可能性があることから、使用済燃料輸送容器の追加にあわせ、表中段に示すとおり、使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂輸送容器を性能維持施設に追加いたします。なお、追加となる当該設備は、従来より、その他自ら定める設備に選定し、保安規定に基づく施設管理として、移送前の外観点検等を適切に実施しており、維持管理状況に問題はございません。この追加する設備につきましては、添付書類六にも、当該設備の維持機能、性能及び性能を維持すべき維持期間に関する記載を反映いたします。また、表下段に記載しております海水ポンプにつきましては、2号炉海水ポン

プから1号炉へ海水を供給することを反映しましたもので、枠外、※3として、海水供給先に1号炉を含むと明記しております。

8ページを御覧ください。

続いて、本文六及び添付書類六の2点目となります。こちらは、使用済燃料輸送容器を用いて2号炉に貯蔵している漏えい燃料を輸送することの反映についての内容です。現在、2号炉の使用済燃料ピット内には使用済燃料316体を貯蔵しており、うち3体については燃料棒の被覆管に微小な貫通穴等が発生した漏えい燃料となっております。漏えい燃料につきましては、通常の使用済燃料と同様に取り扱うことが出来ることから、3号炉の使用済燃料ピット内に搬出し、再処理事業者への譲渡しまでの間、同設備にて貯蔵する計画としております。

一方で、使用済燃料を2号炉から3号炉へ輸送する際に使用する使用済燃料輸送容器については、既工認において通常の使用済燃料を収納することを前提に認可を取得していることから、漏えい燃料を収納することによる影響を評価いたしました。維持機能のうち、漏えい燃料を収納することにより影響のある臨界防止機能及び放射線遮蔽機能について、評価を実施した結果、既工認の評価結果に包絡できることが確認できました。以上のことから、使用済燃料輸送容器が2号炉の漏えい燃料を輸送できる設計であることを、本文六の「性能維持施設」に追記いたします。

9ページを御覧ください。

続いて、本文六及び添付書類六の3点目となります。2号炉海水ポンプから1号炉へ海水を供給することについての反映です。図に示しますとおり、1号炉設備である1号炉コントロールタワー空調用冷凍機に、1号炉海水ポンプ廃止後も2号炉側より海水の供給を行うため、2号炉海水ポンプについて、海水供給先に1号炉を含むということを反映しております。

なお、表に示しますとおり、1号炉設備へ海水供給後も2号炉海水ポンプの負荷流量は設計流量以下であることから、海水供給としての性能への影響はございません。

本文六及び添付書類六については以上となります。

10ページを御覧ください。

続いて、本文八についてです。こちらは、使用済燃料の取扱い及び貯蔵に必要な維持機能の追加としまして、性能維持施設に使用済燃料輸送容器を追加したことを踏まえ、使用済燃料の取扱い及び貯蔵に必要な維持機能として、表の赤字で示します除熱機能、密封機能及び放射線遮蔽機能を追加いたします。

11ページを御覧ください。

続いて、本文十についての説明となります。ここでは、1号海水ポンプの廃止に関する内容として、2点の内容を反映しております。まず、1点目として、放射性液体廃棄物の放出管理目標値の変更についてです。1号炉海水ポンプの廃止に伴い、復水器冷却水等の量が減少することから、排水中の放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するよう、放出管理目標値を変更いたします。具体的な数値としましては、下表10.2表に示しますとおり、 3.8×10^{10} から 3.7×10^{10} Bq/yに変更いたします。

12ページを御覧ください。

続いて、本文十の2点目として、1号炉の放射性液体廃棄物を2号炉側で処理することを処理フローへ反映いたします。1号炉海水ポンプの廃止に伴い、1号側での放射性液体廃棄物の処理を取りやめることから、2号炉側でのみ処理を行うことを反映いたします。変更前の処理フローとしまして、赤枠で示しますとおり双方向の矢印となっており、これは1号炉、2号炉、どちらでも放射性液体廃棄物の処理が可能な状態を示しております。

次のページをお願いします。

変更後としまして、現在の申請内容である図の赤枠を青枠のとおり修正して、廃止措置計画を補正することを考えております。これは、1号炉の放射性液体廃棄物の2号炉側の廃液貯蔵タンクへ移送して処理を行うことを示しております。

本文十については以上です。

14ページを御覧ください。

続いて、添付書類三についての説明をいたします。2点ございます。まず、1点目として、本文十でも説明しましたとおり、1号炉海水ポンプの廃止に伴い、復水器冷却水等の量が減少することから、排水中の放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するよう、放出管理目標値を変更いたします。変更後欄に記載のとおり、1号炉海水ポンプの廃止以降、1号炉から発生する放射性液体廃棄物は2号炉側から放出する記載としております。また、年間放出量に関しては次のページに記載しております。

次のページをお願いします。

解体工事準備期間における放射性液体廃棄物の年間放出量としては、変更後の表の欄外、※1に示しますとおり、1号炉から発生する放射性液体廃棄物は2号炉側から放出するとして、1号炉は全てバーとの記載にしております。ここで、2号炉の年間放出量については変更ございません。この点の補足として、変更前の1号及び2号炉の年間放出量としては、排

水中における放射性物質濃度を原子炉運転中と同等に維持するよう、廃止に伴う海水量の減少を考慮した年間放出量と設定しておりました。変更後も、排水中の放射性物質濃度を同等に維持することとしておりますので、1号分は2号側から放出することとなりますが、2号側の海水量は変更なく、よって、2号側の年間放出量は変更ございません。

なお、放出管理目標値としては、1号炉で評価しておりました放出量を差し引いた値となっております。

16ページを御覧ください。

続いて、添付書類三の2点目です。こちらは、放射性気体廃棄物による周辺公衆への被ばく評価について、地上高さから放出することを前提とした評価へ見直しを行います。変更前は、希ガスが年間を通じて連続的に排気筒から放出されるものとして評価しておりました。変更後は、排気筒からの放出ではなく、保守的に地上放出として評価するものと指定いたします。地上放出で評価した敷地境界外における希ガスのγ線による年間実効線量を下表に示しております。

以上が2号炉廃止措置計画の変更内容です。

続いて、1号炉廃止措置計画の変更内容について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

伊方発電所1号炉廃止措置計画の変更内容について御説明いたします。冒頭の廃止措置計画の主な変更点でも申し上げましたとおり、2号炉と記載の差異がない箇所もございますので、そういった箇所につきましては説明を割愛させていただきたいと思っております。

1号炉の廃止措置計画の変更内容についての説明は、本文六及び添付書類六、その後、本文十の順で説明いたします。

18ページを御覧ください。

こちらは1号炉の本文六及び添付書類六についてです。性能維持施設の追加として、使用済樹脂計量タンクを性能維持施設に追加したことに伴い、1号側にある使用済樹脂計量タンク室の補助遮蔽を性能維持施設に追加いたします。こちらの内容につきましては、添付書類六にも反映いたします。変更箇所については下表の赤字で示すとおりです。

19ページを御覧ください。

続いて、1号炉の本文十についてです。1号炉海水ポンプの廃止に伴い、1号炉廃液蒸発装置を廃止し、1号炉側での放射性液体廃棄物の処理を取りやめることから、2号炉側のみで処理を行うことを反映いたします。図の赤字内を御覧ください。2号炉でも説明しまし

たが、放射性液体廃棄物の処理フローでは、変更前としまして、赤枠で示しますとおり双方向の矢印となっており、1号炉、2号炉どちらでも処理が可能な状態を示しております。次のページに変更後を示しております。

次のページをお願いします。

1号炉海水ポンプの廃止以降、1号炉から発生する放射性液体廃棄物は2号炉側から放出しますので、2号炉からの矢印を削除し、各設備に2号炉と記載することで、2号炉側のみで処理を行うことを反映いたしました。

以上、1号炉廃止措置計画の変更内容について、2号炉側と記載の差異がある箇所のみを説明いたしました。

以上で、1号炉廃止措置計画の変更内容の説明を終了いたします。

次のページをお願いします。

最後となりますが、今後の進め方について御説明いたします。今後、本日の説明内容を踏まえた確認事項に対して、適切に対応いたします。また、廃止措置計画に関する申請内容の確認が進んだ段階で、審査スケジュール案に示すとおり、保安規定変更認可申請を行いたいと考えております。

資料1-1の説明は以上でございます。

○山中委員 それでは質疑に移ります。質問・コメントはございますか。

○福原専門職 原子力規制庁の福原です。

何点か確認をさせていただきます。海水ポンプを廃止することについてなんですけれども、まず確認です。本文の9ページのところに、2号の海水ポンプから1号側へ海水が供給されて、その1号側の負荷というのはコントロールセンター空調用冷凍機のみという理解でよろしいですか。

○四国電力（古谷副リーダー） 四国電力、古谷でございます。

はい、その理解で結構です。

○福原専門職 はい。続きまして、強酸ドレンポンプの運用を変更して、固化処理をするということが補足説明資料にあります。具体的にどのような運用をしているか、説明してください。どのような運用を考えているか、説明してください。

○四国電力（古谷副リーダー） 四国電力、古谷でございます。

先ほどの強酸ドレンポンプの運用については、資料1-2の3ページですね、こちらの表の、表1の中ほど、強酸ドレンポンプというところに少し記載してございます。すみません、

こちらの記載がちょっと分かりにくいと思いますので、ちょっと口頭になりますが、どのような運用に変更するか、御説明いたします。

まず、強酸ドレンについては、どのようなものかという点、放射化学室で行う化学分析で使用した薬品を含む廃液でありまして、この廃液を中和処理した後に、放射化学室内のシンクに流して、強酸ドレンタンクに貯蔵してございます。これまでの運用におきまして、強酸ドレンの処理方法は、強酸ドレンタンクから強酸ドレンポンプを使用しまして、ドラム詰め室のドラム缶まで輸送して、その後、固化装置を用いて固形化処理をしておりました。

今後の運用として、今回、海水ポンプ等を廃止しましたので、強酸ドレンポンプの軸受け冷却用の冷却水が無くなります。このため、強酸ドレンポンプは廃止いたします。そして、今後の運用としては、強酸ドレンタンクより抜き取った廃液を耐薬品性の密閉容器でドラム詰め室まで人力で運搬しまして、そこでドラム缶に固化剤とともに投入して固形化処理すると、そのような運用に変更するものでございます。強酸ドレンポンプを用いて処理して、輸送して処理していたものを、人力で運搬して処理するという、そのような運用に変更するものでございます。

以上です。

○福原専門職 はい、承知しました。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

先ほどの強酸ドレンポンプの変更に関してなんですけど、先ほど、その運用で対応するという御説明だったんですけど、その密閉容器にまず入れられるということなんですけど、それについては、この設備としての位置付けというのはないのか、この廃止措置計画の中で維持し続ける、その性能維持施設とか、そういうものに該当するののかというのをまずお伺いしたいと思います。

○四国電力（古谷副リーダー） こちら、先ほど説明しました密閉容器については、一般的に使用されているような、手で運べるようなタンクでございまして、そちらについては、運用というか、機材のような位置づけで廃止措置計画の性能維持施設等には該当しないというふうに考えております。で、ちょっと、また、その容器の安全性とか、ちょっとその辺の内容については、この資料では説明し切れていなかったもので申し訳なかったんですけど、廃止措置計画の審査の中で説明資料に追加して、ちょっと説明させていただきたいと考えております。

以上です。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

分かりました。

で、もう一つ、本日の資料1-1の22ページのところで、今後のその運用で、その保安規定で対応されるところの御説明の一番下にも、その今回の、先ほどの強酸ドレンの処理方法の変更というのがあるんですけど、その、先ほどの密閉容器も含めて、その運用というのは、この保安規定で説明されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○四国電力（古谷副リーダー） 保安規定の記載内容にも、その運用については反映するつもりでございます。ただ、資料の説明としては、廃止措置計画の中で、容器の安全性等もありますので、説明させていただきたいと考えております。

以上です。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

分かりました。運用について、まず、廃止措置計画の中でどういう対応をされるのかというのを詳細に説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○福原専門職 規制庁の福原ですけれども、あと2点ほどあります。

今回、1号の液体廃棄物を2号炉側で処理するという事なんですけれども、そのことが資料で言うと14ページとか15ページ目ぐらいに書いてあるんですけれども、液体廃棄物の発生量とか処理能力の観点から、今回、支障が無いことについて説明をしてください。

○四国電力（古谷副リーダー） 四国電力の古谷でございます。

廃液蒸発装置、液体廃棄物を処理する廃液蒸発装置の廃止については、先ほどの資料1-2の8ページですね、8ページの別紙-1というところから、資料としては説明を、資料としてつけております。

で、まず、こちら8ページの下の方に、第6.1表にあるように、まず、廃液蒸発装置については、運転中は1、2号炉共用で、1号炉、2号炉それぞれに1基ずつ、合計2基設置してあるんですが、廃止措置計画の中では、この6.1表に示しますように、維持台数を1基として、もともと申請しております。

まず、ちょっとここ1点は説明させていただきまして、10ページ目ですね、10ページ目のところに廃液蒸発装置、これまでの運用実績から、廃止しても問題ないというような記載をしているんですが、ちょっとこちらの記載も、やや定性的な記載で申し訳なかったん

ですが、ちょっと口頭になります。処理量と発生量の関係から、廃止することの問題ないことについて説明させていただきます。

まず、処理量については、これまで廃止措置の開始以降の運用実績といたしましては、1、2号炉の廃液蒸発装置合計で、年間で言うと200から300立方メートル、これを年間の運転日数で20日程度で処理してございました。今後、1号廃液蒸発装置を廃止したとしても、2号廃液蒸発装置によりまして、年間400立方メートル弱、年間運転日数で言うと30日程度、これは機器の点検等も考慮したペースで処理していく予定でございます。

発生量の観点では、1、2号の保有水量が廃止措置開始当初で言うと合計6,000立方メートル程度でございまして、先ほどの2号廃液蒸発装置での処理ペースでいきましても、十数年程度で処理していく予定でありまして、今後、40年という廃止措置工程に支障を来すものではございません。

処理量、発生量の観点での説明は以上になります。ちょっとこちらも、資料、今言ったような内容を追加するようにして修正したいと考えております。

以上です。

○福原専門職 規制庁、福原です。

資料の修正のほうをお願いします。

私のほうから最後なんですけれども、共用についてちょっと確認ですが、資料の1-2の13ページに共用について書いてあります。共用には当たらないということを書いてあるんですけれども、許可基準解釈では、共用というのは、2基以上の発電用原子炉施設の間で同一の構築物系と、また機器を使用することを言うとしているので、今回、2号の海水ポンプを1号と共用している等に該当していると考えますが、四国電力の考えは、ここに書いてあるとおりでしょいかと、ちょっと再確認になります。

○四国電力（古谷副リーダー） 四国電力の古谷でございます。

こちら、先ほど13ページですね、資料1-2の13ページで、まず、当社の考え方は説明しております。それで、こちらに書いているように、他電力の審査において、他号炉の性能維持施設であります非常用ディーゼル発電機へ電源供給する場合について、共用の考え方を明確化する必要があると判断されていて、これは設置許可基準規則12条の重要安全施設を性能維持施設と読み替えて、共用の手続が必要になったのではないかと、そのように理解しておりました。それで、このため、1号炉海水ポンプ、これは、もうその他自ら定める設備になっておりますが、これの代わりに2号炉の海水ポンプを用いまして、1号炉のコ

ントロールタワー空調用冷凍機、このその他自ら定める設備への供給というものが共用に当たらないのではないかというようなことを考えておりました。

ただ、御指摘のありましたように、完全に他号炉と接続するという意味においては、共用に当たるのかなというふうに考えることもできますので、ちょっと御指摘を踏まえまして、2号炉海水ポンプを共用として整理することも含めて、ちょっと再検討はしたいと考えております。

ただ、14ページに記載しているように、共用になった場合においても、14ページの表4に書いているとおり、電動弁で物理的に分離できる設計とすること、また、先ほどの、最初の概要説明でも申しましたとおり、設計流量を十分下回る設計とすると、このような設計方針で共用等に、接続に伴って安全性を損なわないことについては説明できるかなと思っておりますので、その点はちょっと補足させていただきます。

以上です。

○福原専門職 原子力規制庁、福原です。

再検討する旨、承知しました。

私からは以上です。

○山中委員 そのほかはいかがでしょうか。

○宮嶋安全審査官 原子力規制庁の宮嶋です。

資料1-1、8ページの表、この使用済燃料輸送容器で漏えい燃料を輸送することについて幾つか質問いたします。

既工認の技術基準値適合性への影響について、この結果には、結果についてなんですけれども、これ一部、補足説明資料1-3等に記載があるところなんですけれども、この臨界評価及び遮蔽評価について、線源位置の妥当性とかの評価条件の妥当性及び保守性について具体的に説明してください。

○四国電力（宮崎副リーダー） 四国電力の宮崎でございます。

御質問いただいた臨界評価であったり遮蔽評価のモデルの代表性について、資料1-3を御覧いただきながら御説明させていただきたいと思っております。

資料1-3の2ページ目に、今回の漏えい燃料について記載しておりまして、4ページ目に収納条件というのを今回設けてございます。

まず、臨界評価のモデルにつきましては、資料の9ページ目、下のページで9ページ目になりますが、こちらのほうで評価の説明をしてございます。今回、収納する漏えい燃料集

合体3体に漏えいがあるということで、集合体1体につき漏えい燃料棒は1本であるということ判断しております。そのため、漏えい燃料棒は3本としてございます。で、この漏えい燃料棒から脱落を仮定するんですけれども、脱落する燃料、ペレットが、その量が多いほうが実効増倍率が高くなるということがございますので、保守的に、この漏えい燃料集合体のあります燃料棒3本分のペレット全てが脱落するという条件で、まず設定してございます。

で、その位置についてなんですけれども、漏えい燃料棒の位置が不明な燃料、具体的に申し上げますと、2ページ目のところで言いますとS03というものなんですけれども、こちらにつきましては、最も実効増倍率が高くなる、厳しくなる場所というものを設定してございます。ほかの2体につきましては、実測に基づきまして、漏えい燃料棒の漏えい1本の位置というのが分かってございますので、その位置のペレットが脱落したということで仮定して、燃料集合体として保守的な条件をまず設定してございます。

その上で、先ほど申し上げましたとおり脱落したペレットというものも考慮してございまして、その位置につきましてはケース検討、いろんな場所のケース検討を行いまして、最も中性子相互作用が高くなる位置というものを検討してございます。そのような集合体とかペレットを用いたモデル、その位置を用いたモデルを作成しまして、評価してございますので、今回の当社がお示ししたモデルというのが考え得る最大の実効増倍率のモデルになると考えてございます。そちらが臨界評価のほうのモデルの御説明になります。

もう1点、御質問いただきました線量評価のモデルの御説明につきましては、資料の11ページ目のところで線量評価のほうの検討をしてございます。こちらの表6のほうにモデルを書いてございまして、今回、3体は先ほど申し上げましたとおり、漏えい燃料集合体でございますが、保守性の観点から、今回の評価につきましては、通常の燃料14体をまず仮定して、それぞれ今回、最大の制限燃焼度としまして、冷却期間としましては最小の冷却期間を用いまして、集合体として評価してございます。

その上で、先ほど申し上げましたとおりペレットが脱落するということも仮定しまして、燃料棒3本分のペレットが線量当量率が容器の構造上高くなる位置というのがございますので、そこにあるものとしてモデルを組んでございまして、そのようなモデルで評価してございますので、最大の線量当量率となるというふうに考えてございます。

以上がモデルの説明になります。

○宮嶋安全審査官 原子力規制庁、宮嶋です。

臨界評価及び遮蔽評価、その線源の位置の設定について、今、説明いただいたところなんですけど、こちらなんですけれども、今、補足説明の中に入っているんですけど、添付等で、この妥当性についての詳細を読める記載にしてもらうことはできますでしょうか。

○四国電力（宮崎副リーダー） 四国電力、宮崎でございます。

その点につきましては、今後、説明を拡充しまして、御説明させていただきたいと思えます。

以上です。

○宮嶋安全審査官 説明の拡充する方針であることを確認しました。

はい、続いて、また、この破損燃料の輸送について関連した質問をします。この破損燃料を輸送する際は、従来、破損燃料用の缶を用いる場合があるんですけども、今回この缶を用いずに、この使用済みの燃料輸送容器で輸送するというふうな方針ということが示されているんですけども、缶を用いない、そのような措置を取らないと判断した理由について説明してください。

○四国電力（宮崎副リーダー） 四国電力の宮崎でございます。

今回の漏えい燃料につきましては、当社といたしましては、破損燃料というものではなくて漏えい燃料、ピンホール燃料であるというふうに判断してございます。このピンホール燃料につきましては、この評価の中でもしておりますとおり、十分今の既工認の安全評価の中に包絡されてございますので、十分安全に運ぶことができるというふうに判断してございます。

以上です。

○宮嶋安全審査官 はい、缶を用いないという、缶を用いる措置を取らないということの説明は理解できました。

で、すみません、これで今回用いる漏えい燃料を運ぶ輸送容器について、このNFT-14P型という輸送容器を使うという説明がされているところなんですけれども、こちらは設工認等の手続ということは要しないのでしょうか。ちょっとここの考え方の整理について説明してください。

○四国電力（宮崎副リーダー） 四国電力の宮崎でございます。

先ほど御説明させていただきましたとおり、今回の評価は既工認の安全評価の中に包絡されていることを踏まえまして、この廃止措置計画の中で御説明させていただきたいというふうに考えてございまして、このたび申請し、御説明、今させていただいているもので

ございます。

以上です。

○宮嶋安全審査官 規制庁の宮嶋です。

このNFT-14P型で輸送することというところは、もう廃止措置計画の中で、はい、説明する方針であるということは確認しました。

私からは以上です。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

先ほどの、缶を用いないその理由の御説明があったんですけど、そのピンホールであって、その通常の使用済燃料輸送容器で運べるということでしたけど、そのピンホールがどの程度のものなのかとか、その缶の収納が必要な破損燃料のようなものではないとか、そこら辺の説明もまだ不足していると思いますので、そこら辺の説明と、あと、そういう状態のピンホールのもので、その壊れたときに、どの程度その使用済燃料輸送容器の中で移動するのかとか、その条件設定の妥当性について引き続き説明をお願いします。

それと、先ほどの設工認が必要がないという理由についてなんですけど、専ら廃止措置で使われるようなものは、その廃止措置計画の中で対応することができますけど、これは3号の使用済燃料プールに持っていくと思うんですけど、今、共用のその輸送容器になっていると思うんですけど、その3号の共用の輸送容器として使うのであれば、設工認とかが必要になると思うんですけど、そういうものではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○四国電力（宮崎副リーダー） 四国電力の宮崎でございます。

2点あったかと思いますが、ピンホールの大きさ等につきましては、今後、御説明していきたいと、資料の中で拡充して御説明させていただきます。

で、設工認につきましては、現在、この当社が使おうとしている容器につきましては、1、2号の共用設備ということで取ってございまして、収納物としましては1、2号燃料が対象となっております。ので、3号の設備ではないということで、1、2号の設備ということで、今回、廃止措置の中で御説明させていただいているものでございます。

以上です。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

1、2号の共用設備ということで、廃止措置の中で対応できるということで了解しました。

以上です。

○山中委員 そのほかはいかがでしょうか。

○藤川安全審査官 原子力規制庁の藤川です。

資料1-1の16ページ、あと、補足説明資料の1-7について、放射性液体廃棄物の影響評価についてなんですが、ここで評価方法を地上放出にするとして評価するというふうに変更されているんですが、この理由を説明してください。

○四国電力（井門副リーダー） 四国電力の井門でございます。

お手元の資料1-7の1ページでございますが、1ポツの「はじめに」のところに記載しております内容について、ちょっと御説明いたします。現状の評価におきましては、評価においては、補助建家排気ファン及び吸気ファンについては、2台運転を前提としたような評価を実施しておるんですけれども、運転終了に伴いまして、伊方発電所1号炉及び2号炉につきましては、放射性希ガスの、新たな希ガスの発生は想定されませんし、また、希ガスの貯留するタンクでありましたガス減衰タンクにつきましても、貯留したものについて全て処理が完了しているという状況等も踏まえまして、今回、平常時被ばく評価を見直した上で、原子炉補助建家の換気方法について見直したいということで、今回の変更を行ったところでございます。

以上です。

○藤川安全審査官 規制庁の藤川です。

希ガス等の発生がなくなって、実態に即して変更するという事だと思っておりますが、具体的に、今2台運転、維持していて、運用で1台にする場合もあるということかと思っておりますが、この具体的に1台で運転する場合、2台で運転する場合、それぞれどういう状況が想定されるのか、説明をお願いします。

○四国電力（井門副リーダー） 四国電力の井門でございます。

お手元の資料1-7の2ページ目から3ページ目にかけてまして、補助建家吸排気ファンの運用に関する記載をしてございます。特に、2ページ目からの後半、(2)のところから記載しておりますが、解体工事準備期間中における補助建家吸排気ファンの運用ということで、こちらの中の内容について、簡単に御説明いたします。

現状、許可を頂いております廃止措置計画書の本文六の性能維持施設のところにおきまして、換気設備の換気性能に関する記載をしておるんですが、そこで求めている内容としましては、端的に申し上げますと、放射性粉じんが発生する可能性のある場合に、その換気性能が求められるというふうな記載となっております。

具体的にその2台運転の場合がどういった状況か、1台運転がどういった状況かというところでは、2台運転に関しましては、放射線業務従事者の放射性物質での汚染による被ばく防護の観点から、放射性粉じんが発生する可能性のある作業、具体的に申し上げますと、核燃料物質等で汚染された機器等の点検を行う作業において、点検作業に伴いまして放射性粉じんが発生する場合またはそのおそれがある場合、そういった場合におきまして、補助建家吸排気ファンを2台必要というふうに考えてございます。それ以外にも、そういった作業がない場合につきましては、必ずしも2台必要ない、1台でも問題ないというふうなことで考えてございます。

以上です。

○藤川安全審査官 規制庁の藤川です。

はい、運転の考え方について了解しました。

私からは以上です。

○山中委員 そのほかはいかがですか。

○塚部管理官補佐 規制庁の塚部です。

ちょっと今の点でお伺いしたいんですが、今の御説明だと、その性能維持施設として2台登録しているけれども、ある種、施設の状態によって自由に動かす台数を変えられるということで、極論すると、ゼロ台でもいいような状況が発生するというふうにも聞こえるんですが。で、その辺りについて、先ほど口頭で御説明があったかと思うんですが、そもそも性能維持施設として、どういうことを求められていて、どういう運用をするのかということ、また別途御説明いただければと思います。

○四国電力（井門副リーダー） 四国電力の井門でございます。

性能維持施設として、どういった形を求められているかという点につきまして、また改めて、ちょっと説明のほうをさせていただきます。

○山中委員 そのほか、何かございますか。よろしいですか。

四国電力のほうから何か、今日出た指摘事項等で確認しておきたいことはございますか。

○四国電力（小西グループリーダー） 四国電力の小西でございます。

特にコメント等はございません。

以上です。

○山中委員 よろしいですか。

それでは、これで議題1を終了いたします。

ここで一旦中断し、15分後、35分からでよろしいですかね、35分から再開をしたいと思
います。

(休憩 四国電力退室 中部電力入室)

○山中委員 それでは、再開いたします。

次の議題は、議題の2、中部電力株式会社浜岡原子力発電所1、2号炉の廃止措置計画変
更に係る審査についてです。

それでは、資料について説明をお願いいたします。

○中部電力（堀廃止措置部長） 中部電力浜岡廃止措置部の堀でございます。

本日は、浜岡原子力発電所1号機、2号機の廃止措置の計画変更認可申請書の内容につい
て、変更概要、資料、右肩2-1の資料に基づきまして、御説明させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○中部電力（田村副長） 中部電力の田村でございます。

それでは、右肩、資料2-1を用いて御説明させていただきます。

こちらが、浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の変
更概要についてでございます。

3ページをよろしくをお願いいたします。

こちら、法規定に基づきまして、浜岡1号及び2号原子炉の廃止措置計画認可申請書、こ
ちらにつきまして、令和4年4月6日に変更認可申請を行ってございます。今回、本文で記
載の変更したものが、こちらに示しておりますとおりに本文の三から十一にわたってござい
ます。

4ページを御覧ください。

今回の変更の内容については3項目ございます。一つ目が性能維持施設の変更です。二
つ目が1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更でございます。三つ目がその他記載の適正化
でございます。具体的に次のページ以降で御説明いたします。

5ページをお願いします。

こちら、性能維持施設の変更についてでございます。廃液濃縮器の処理実績及び今後の
廃液の処理の見込み、こちらを踏まえまして、廃液濃縮器の維持台数を各号炉「2基」か
ら「1基」に変更してございます。まず、廃液濃縮器につきまして、こちらは液体廃棄物
の水質や放射性物質濃度によってろ過・脱塩・濃縮等、適切な処理を行う設備の一つで
ございます。これらが1号炉、2号炉に2基ずつ設置してございます。液体廃棄物処理処分フ

ローについては、こちらにポンチ絵で示しておりますとおりでございます。

次のページ、6ページをお願いします。

今回、浜岡1号と2号の廃液濃縮器の処理実績を至近4年でまとめました。こちらが下に示しております表で御説明させていただきます。18年から21年度にかけまして、処理量と処理日数、処理日数については、この1年当たりの濃縮器が稼働した日数を記載してございます。こちらから、処理日数については1年に対して、稼働率に対して大して大きくないものであることが分かります。また、黒ポツの二つ目に戻ります。至近の処理実績では、各号炉1基のみで運転してございます。ですので、2基で同時に運転した、そういった実績はございませんでした。で、今後の発生する廃液につきましては、引き続き分析や点検等で発生する薬品、これらを含んだ水等でございまして、これまでの実績から大きく増加することはございません。ですので、各号炉の廃液処理は、廃液濃縮器1基で十分可能であると判断しております。

なお、今後、解体作業に伴いまして、大量に発生する廃液としましては、燃料プール水とか復水タンクの貯留水等、これらが想定されるんですけども、こちらについては、別系統の機器ドレン処理系で処理するものでありますので、廃液濃縮器の廃液処理に影響はございません。

次、7ページをよろしくをお願いします。

こちら、廃止措置計画変更申請書において、変更となる当該箇所を示してございます。こちら、本文六の表6、性能維持施設の表の抜粋を、上二つが1号、下二つが2号でお示してございます。こちら、変更前後の赤枠で囲っているとおり、廃液濃縮器の維持台数について、2基から1基に変更してございます。2号炉も同様でございます。

8ページをお願いします。

続きまして、変更内容の残りの二つ、号炉分割に伴う変更と記載の適正化について御説明いたします。

まず、号炉分割につきまして、経緯をこちらにお示ししてございます。当発電所の廃止措置計画につきましては、1号炉及び2号炉で一つの認可を平成21年に受けてございます。一方で、その後に実用炉規則の改定がございまして、そこでは、廃止措置計画の認可の申請については、『廃止しようとする発電用原子炉ごと』に申請することとなってございます。あと、当発電所と同様に、二つのプラントで一つの認可を受けてございます発電所さんも、先般、号炉分割を行っている、そういったことを鑑みまして、当発電所においても

現行規則を参照いたしまして、廃止措置計画の号炉分割を行うことといたしました。

ただし、全てではなく、1、2号炉共通で記載することが合理的と判断しました箇所につきましては、1、2号炉両方に同じ記載をしてございます。で、これに加えまして、全体にわたって記載の適正化を図ってございます。具体的な変更につきましては9ページ以降で御説明いたします。

9ページを御覧ください。

まずこちら、1、2号の号炉分割に伴う変更のうち、1、2号炉両方に記載した箇所については、以下のとおり大きく二つございまして、一つ目が1、2号炉共通で認可を受けた評価値、あと、もう一つが1、2号炉共通で使用する設備でございます。

一つ目、①として、共通で認可を受けた評価値については、被ばく評価に関する記載でございます。具体的な値のものにつきましては、その下の括弧書きの中に列記してございます。

もう一つ、②の1、2号炉共通で使用する設備、こちらについては三つポツでお示ししてございます。一つ目は、2号復水タンク共用化ということで、1、2号炉の共用とする改造工事を過去に行いました。その情報を残してございます。二つ目については、放射性固体廃棄物の保管区域ですね、こちらについては1号、2号、両方を用いて解体作業を進めてございますので、その記載を残しております。最後は、1から5号炉まで共用している共用設備に関する記載、こちらについても同じように双方の号炉に記載してございます。

10ページをお願いします。

続きまして、記載の適正化についてでございます。今回、記載の適正化を行ったところにつきまして、以下のポツのとおり列記してございます。

一つ目が、用語定義の記載位置変更及び用語定義の記載追加、こちらについては、添付書類五の文中で、もともと定義していた用語がございます。「第2段階対象設備」というものを定義してございました。ですが、改めて見まして、廃止措置計画全体に反映させたほうがよいと判断しまして、同用語の定義を、より上位の本文五に移動しました。これに伴いまして、「第1段階対象設備」というものを定義してございます。

二つ目です。凡例の見直しに伴う変更及び凡例記載の見直しでございます。表5-1におきまして、凡例を、判読性向上させるために、凡例を見直してございます。これに伴いまして、表も修正してございます。図5-4、こちらについても、凡例の重複化がございましたので、塗りつぶしパターン表記、こちらについて削除しております。これに伴って図も

修正してございます。

続きまして、実施期間の整合です。図5-1におきまして、希ガスホールドアップ装置建家、こちらの解体撤去工事の期間が、ほかの本文五の区分表と不整合がございましたので、整合させております。

で、続きまして、廃止措置対象施設の削除、こちら図5-2におきまして、1号炉の非常用重油タンク、こちらについては廃止措置対象施設でございますが、図5-2で削除されず残っておりますので、削除させていただいております。

次、11ページをお願いします。

続きまして記載の明確化です。こちら、本文六の文中におきまして、こちら鍵括弧の中、いろんな設備を列記してございます。この記載のうち、「その他の安全確保上必要な設備等」、ここの記載について、後段に続きます段落の記載とうまく整合させるために、「換気設備、その他の安全確保上必要な設備」と変更してございます。

続きまして維持期間の見直しでございます。表6におきまして、固体廃棄物の廃棄設備の維持期間、こちらについては「放射性固体廃棄物の処理が完了するまで」と記載してございますが、個々の設備の処理が完了すれば性能維持は不要でございますので、解釈が、ばらつきが起きないように「各設備において」というものを追記してございます。

続きまして記載の統合でございます。本文九の文中におきまして、「3.1(2)機器除染」こちらに解体中及び解体後の汚染機器の除染に関する記載を統合いたしました。これに伴いまして、統合された側の「3.1(3)解体後除染」、こちらを削除しております。

次が記載内容の整合でございます。添付書類四の文中におきまして、粒子状放射性物質の大気中への放出量の値、こちらが表4-4と不整合がありましたので、整合させております。

その他、用語の統一、以下につきましては説明を割愛させていただきます。

なお、記載の適正化につきましては、いずれにおいても既認可記述、こちらから内容に変更があるものではございません。

12ページをお願いします。

今回の変更内容が廃止措置計画の審査基準に適合しているかどうかを整理したものをこちらでお示ししてございます。

一つ目、性能維持施設の変更、こちらの表が左から廃止措置計画の審査基準、隣に行きまして、弊社の廃止措置計画の記載箇所の項目を記してございます。今回は、本文六と七

に該当するんですが、適合確認のところですね、今回の変更したところは性能維持施設の維持台数の変更でございますので、変更後におきましても、廃止措置期間中の放射性液体廃棄物の処理には影響がございませんので、審査基準には適合していると判断いたしました。

(2)、(3)号炉分割に伴う変更と記載の適正化、こちらについても全て既認可記述の分割、あるいは記載変更でございますので、審査基準に適合していると判断いたしました。

説明は以上でございます。

○山中委員 それでは質疑に移ります。質問・コメントはございますか。

○藤川安全審査官 原子力規制庁の藤川です。

資料2-1の6ページ、7ページのところなんですが、廃液濃縮器の維持台数を削減するという、過去の実績等から2台から1台にするということは理解するんですが、今回、この変更をして2台から1台にするということで、どちらかの機器を残して、どちらかは壊すとか、そういうことになるのでしょうか。説明をお願いします。

○中部電力（田村副長） 中部電力の田村でございます。

今回の性能維持施設の廃液濃縮器の台数変更につきましては、認可を頂いて直ちに1台を解体、廃止措置するというものではなく、今後、現場の状況を見ながら1台減らす等を検討していきます。で、それまでは現状のまま2台を維持管理していきます。ただ、今回この維持台数という記載のところ、こちらについては、性能維持が求められる必要最低台数を書くというスタンスで行っておりますので、今回も2台から1台と変更してございます。

以上でございます。

○藤川安全審査官 規制庁の藤川です。

つまりどちらも、しばらくの間、どちらも使う可能性があるということでしょうか。もしそうなら、両者とも必要な保全とかメンテナンスですね、それは両方とも同じようにやる必要があるのかなと考えるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○中部電力（田村副長） 中部電力の田村でございます。

おっしゃるとおり、維持管理につきましては性能維持施設等々で維持管理をしておきます。で、保全の内容も同等ぐらいと、2基とも同じ内容で保全を行いますし、定時検も実施していく予定でございます。

以上でございます。

失礼しました。しかしですね、もう1基の扱いにつきましては、必要維持台数を上回る2

基目ということで、こちらについては、求められる1基に対して、点検・故障時に備えた予備機、こういった扱いで解体するまでは維持管理していく、そういったものでございます。

以上です。

○藤川安全審査官 規制庁の藤川です。

はい、まあ2台とも同じようにメンテナンスして維持していくということで理解しました。ちなみになんですが、その場合、実態としてはあまり、今の状態としては変わらないのかなと思うんですが、その2台から1台に今回変更することで何かメリットとか、そういうことはあるんでしょうか。

○中部電力（田村副長） 中部電力の田村でございます。

おっしゃるとおり、認可を頂いた後にガラッと変わるというものではなくて、運用はしばらく変わらないものを続ける予定でございます。ですが、今後、この予備機と位置づけるもの、これも解体を計画していくことになって、解体の準備が完了したら速やかに解体作業に入ることができるように、そういった目的で今回、台数変更を行ったものでもあります。

以上でございます。

○藤川安全審査官 規制庁の藤川です。

はい、承知しました。

私からは以上です。

○山中委員 そのほかは何かございますか。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

記載の適正化に関する質問をさせていただきます。この資料の10ページ、11ページなんですけど、これをちょっと拝見させていただくと、ほとんどは、その申請書の中で、例えば本文とか添付書類とかの中で、言葉とか定義とかがあったのが、その申請書の中で整理する、整合されていなくて、内容は何も変更がないんですけど、それを整合させたというのがほとんどだと思うんですけど、まず、そういう理解でよろしいでしょうか。

○中部電力（田村副長） 中部電力の田村でございます。

おっしゃるとおり、廃止措置計画の中での不整合があったものの整合を図ったもの、あとは見やすく、視認性よく、定義を行っていた場所を変えることで全体として見やすくなった、そういった内容でございます。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

それで、その1点だけ、11ページの三つ目のポツなんですけど、こちらはちょっと整合性というよりも、この今まで、その機器除染のところに、機器除染と解体除染というところがあって、そちらの二つのその除染に関する記載があったと思うんですけど、それを機器除染に統合したというところは、ちょっと、若干内容も関係するんじゃないかと思うんですけど、ちょっとこちらについて、理由等を説明していただきたいと思います。

○中部電力（田村副長） 中部電力の田村でございます。

資料2-1の11ページの記載の統合のところですね、こちらにつきましては、本文九というものは除染に関する記載をまとめられているところでございます。現認可の内容は、この資料2-1の11ページのこのポツの後ろの文を御覧いただきますと、「3.1(2)機器除染」に解体中及び解体後の汚染機器の除染というものを加えております。ですが、もともとは、この解体中というところは、この本文九の中には登場せず、別の解体のプロセスのところで記載という本文五の中に登場してございました。ですが、本文九の中で除染という目を見たときに、解体中のところだけ、ちょっと一旦本文五に飛んでからまた戻るというところは、少し、ちょっと解釈にずれが出るとか、視認性もよくないので、今回、改めて本文九にも書こうとしたものでございます。

結果、解体中も、解体後の汚染機器の除染も、今回このカテゴリー的には機器除染に入るもの、これらが三つ並んでしまいますので、もともとは解体後は分けていたんですけども、三つ並ぶのであれば一つにまとめてしまおうということで統合した次第でございます。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

そうすると、申請書全体として見れば、その整合性を図るという内容だと理解しました。その他も誤記等の修正というふうに理解しました。

ただ、その一方で、今、申請書の新旧対照表のその変更の理由のところ、その記載の適正化というふうに書いてあって、具体的にどういう理由で、どういうことを変更するかというのが分からないような記述になっていますので、詳細は補足説明資料で結構だと思うんですけど、ちゃんと（変更）内容の表現が必要なものがあれば、そういう申請書のほうにも反映していただければと思いますので、そちらをちょっと詳細にチェックしていただきたいと思います。

以上です。

○中部電力（田村副長） 中部電力の田村でございます。

はい、承知いたしました。ちょっと、改めて補足説明資料と本日の資料と申請書を突き合わせることで確認させていただきます。

○山中委員 そのほかは、何かございますか。よろしいですか。

中部電力側から何か確認しておきたいこと等はございますか。

○中部電力（田村副長） 中部電力、田村でございます。

はい、弊社からは特にございません。

○山中委員 はい、よろしいですか。

それでは、本日予定していた議題は以上です。

今後の審査会合の予定については、時期は未定でございますけれども、準備が整い次第、会合を開催したいと思います。

第26回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合を閉会いたします。